

入札公告（再度公告入札）

次のとおり一般競争入札を行うので、会計法予算決算及び会計令第74条に基づき公告する。

令和8年4月1日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 山下 拓志

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）
- (2) 仕様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納入期限 契約締結日～令和9年3月31日
- (5) 入札方法 最低価格落札方式による。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）に加入しており、かつ該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5(1)に照会すること。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 入札参加の受付

- (1) 受付期間及び場所
令和8年4月1日（水）10時00分～令和8年4月16日（木）16時00分
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 及び 政府電子調達（GEPS）システムにおいて
- (2) 提出するもの
「入札説明書」による。
- (3) その他
入札参加を希望する者は、受付期間内に受付を終了すること。
※入札説明会は実施しないため、入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、随時受け付けることとする。

4. 電子入札システムの利用

本案件は、政府電子調達（GEPS）システム(<https://www.p-portal.go.jp/>)で行い、原則、入札は電子入札、契約書の締結は電子契約によること。なお、当システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札に変えることができる。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 安本 電話 095-801-0020
- (2) 入札書の受領期限
令和8年4月1日（水）10時00分～令和8年4月17日（金）12時00分まで
※開札に立会う場合は、(3)の期限による。
（立会を希望する場合は事前に連絡のこと。ただし、会場を確保できない場合がある。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年4月17日（金）13時30分
TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

6. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7. 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除
9. 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
10. 契約書作成の可否

会計法第29条の8及び予算決算及び会計令第100条により行う。

（※原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。）

11. その他

- (1) 詳細は入札説明書による。入札参加者は、入札説明書を熟読し、内容承認のうえ参加すること。
- (2) 担当者等から提出される契約関係書類（契約書除く）については、押印の省略が可能であるが、事業者としての決定であること。
- (3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

入札説明書

長崎労働局総務部総務課

長崎労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）
- (2) 仕様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納入期限 契約締結日～令和9年3月31日
※ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- (5) その他の事項 本案件は、政府電子調達(GEPS)システム(<https://www.p-portal.go.jp/>)により執行する。ただし、特段の事情がある者は、政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

2. 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。

又、開札日の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年4月1日（水）10時00分～令和8年4月16日（木）16時00分まで

(2) 提出場所

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 安本 TEL095-801-0020

(3) 提出書類

①共通事項

長崎労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず『入札関係書類受領書』を提出すること。（メールアドレスによる提出可）

②政府電子調達(GEPS)システムにより入札を行う場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・競争参加資格審査結果通知書（写） ・誓約書（別紙5） ・自己申告書（別紙6） ・給油所一覧（任意様式）	スキャナ等により電子データ化したものを政府電子調達(GEPS)システムにより送信すること。 参加申込・入札等を代理人が行う場合は、同システムに定める委任の手続きを完了しておくこと。

③紙入札により入札を行う場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・競争参加資格審査結果通知書（写） ・政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2） ・委任状（別紙4） ※該当者のみ ・誓約書（別紙5） ・自己申告書（別紙6） ・給油所一覧（任意様式）	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) その他

上記(3)②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3. 入札書等の提出について

(1) 以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札は無効とする。

なお、政府電子調達(GEPS)システムにより応札する場合は通信状況により提出期限内に政府電子調達(GEPS)システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 政府電子調達(GEPS)システムにより入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和8年4月1日(水)10時00分～令和8年4月17日(金)12時00分まで

②入札書の提出方法

入札にあたっては、入札書の書面による提出は不要であるが、スキャナ等により電子データ化した「入札金額内訳書」(別紙3-2)を添付して政府電子調達(GEPS)システムにより入札金額を送信すること。

(3) 紙により入札を行う場合

①入札書の受領期限

令和8年4月1日(水)10時00分～令和8年4月17日(金)12時00分まで

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 安本 TEL095-801-0020

③入札書の提出方法

入札書は別紙3-1の様式にて作成し、入札金額の内訳を別添「入札金額内訳書」(別紙3-2)に記入して提出すること。直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長あて)及び「令和8年4月17日(金)開札『令和8年度 官用車燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入(単価契約)(再度公告入札)』の入札書在中」と朱書し、上記3の(3)②へ入札書の受領期限までに提出すること。

郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和8年4月17日(金)開札『令和8年度 官用車燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入(単価契約)(再度公告入札)』の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3の(3)②あてに入札書の受領期限までの必着で送付すること。

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 代理人による入札

①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。各種証明の提出等をシステム上において行う場合は、最初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了すること。

なお、政府電子調達システムにおいては、複数の代理人による応札は認めない。

②代理人が紙により入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は、商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書の受領期限までに別紙4の様式による代理委任状を提出すること。

なお、復代理人を選任する場合は、別紙4及び別紙4(復代理人用)の2通が必要となるので注意すること。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 当該競争入札について不正行為を行った者

(3) 書面による入札において記名がない者

(4) 入札書の金額、氏名について誤脱及び判読不可能なものがある者

(5) 入札書または入札付属書について金額の記載を訂正した者

- (6) 単価、数量及び総価を記載することを求めた場合に入札書または入札金額内訳書に計算誤りがある者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 代理人でその資格のない者
- (9) 別紙5の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反する者
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けた者
- (11) 入札書の金額記入欄の頭に『金』もしくは『¥』マークの記入のない者
- (12) 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者

5. 入札の延期等

競争に参加し又はこれに関連する者が共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき、又、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

6. 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和8年4月17日（金）13時30分

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

- (2) 紙入札立会者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (3) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、再度の入札を行う。

- ① 再度入札の提出日時及び場所

令和8年4月20日（月）16時00分～令和8年4月24日（金）12時00分まで

※ 紙入札の場合の入札書提出場所については、上記3(3)②と同じ。

- ② 再度入札の開札日時及び場所

令和8年4月24日（金）13時30分

※ 開札場所については、上記6(1)と同じ。

7. 入札辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届（別紙7）を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は、郵送にて行う。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

8. 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 上記3. に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなない場合があるため留意すること。
 - ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。調査に当たって求める資料は以下のとおり。）
 - ・当該価格により入札した理由及び積算の妥当性が分かるもの（価格内訳書、工程表を含む）
 - ・契約の履行体制
 - ・契約期間中における他の契約請負状況

- ・手持機械その他固定資産の状況
- ・国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況（※契約実績）
- ・経営状況（設立・営業品目・資本金等（直近の財務諸表、全部事項証明））
- ・信用状況（※貸金不払い及び下請代金支払い遅延状況等）
- ・個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

- (3) 落札者となるべき者が、二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又はシステムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

10. 契約書の作成

原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。なお、格別の事情により政府電子調達（GEPS）システムによる電子契約が困難な場合に限り紙媒体での取り交わしを可とする。紙媒体の場合、落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

11. 再委託について

- (1) 受注者は、原則として当該業務を下請け会社等他者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、長崎労働局に対して別途定められた様式により、再委託にかかる承認申請を行い、承認を受けた場合はこの限りではない。（その業務の全部を委託することは認めない。）

なお、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合は、承認を得る必要はない。

- (2) 長崎労働局は、再委託にかかる承認申請を受け付けた場合は、再委託が必要な理由、再委託額、契約金額に占める再委託の割合等を総合的に勘案し承認するかを判断の上、受注者に通知するものとする。
- (3) 再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、長崎労働局に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
- (5) 再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を長崎労働局に対して提出し、履行体制について明らかにした上で、承認を得なければならない。

12. 代金の支払い

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は、「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

13. 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 政府電子調達（GEPS）システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を長崎労働局ホームページに公表する。

14. 契約関係書類について

- (1) 担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

- (2) 原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。なお、格別の事情により政府調達システムによる電子契約が困難な場合に限り紙媒体での取り交わしを可とする。
- (3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

15. 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

16. 障害発生時及び政府電子調達(GEPS)システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-000-683 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

◎ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3の(3)の入札書の提出場所に連絡すること。

入札関係書類受領書

【連絡票】

長崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 行

(メールアドレス nagasaki-keiyaku×mhlw.go.jp)

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。

案 件 名	令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約） （再度公告入札）
受 領 日 （ダウンロード日）	
会 社 名	
担当者名	
担当者電話番号	
備 考	

※入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合又は窓口で受領した場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスに送信（又は窓口へ提出）してください。

※急な仕様の変更等をした場合、又は質疑等に関する回答を行う場合に貴担当者様への連絡の際に使用させていただきます。

入札参加申込書

1 案件名 令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
 物品の販売（ ）等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載しているものではない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）の加入義務があるにもかかわらず、加入していないものではない。 はい ・ いいえ
- ※自社に該当する保険制度のにチェック（）を入れること。
- (6) 該当する制度の保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。 はい ・ いいえ
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。 はい ・ いいえ

1 事業所名	
2 担当者所属名称	
3 担当者名	
4 担当者所属住所等	
5 担当者電話番号	
6 担当者メールアドレス	

入札方式 紙入札 ・ 政府電子調達(GEPS)システム

(いずれかに○)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 長崎労働局総務部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の入札案件について、政府電子調達（GEPS）システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）

2 政府電子調達(GEPS)システムでの参加ができない理由

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

入札者所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名
 (代理人による入札の場合は) 代理人

下記金額をもって入札いたします。

記

										※1
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也

金額の頭に必ず『金』もしくは『¥』マークを入れること。

※1 消費税及び地方消費税は含まない。

(¥ _____ - 税込)

※2 ※1の110/100に相当する額を記載すること。
 (当該金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる)

電子くじ番号

--	--	--

※3 3ケタの電子くじ番号(000~999)を記載すること。
 (同価入札の場合に使用する)

1. 件名 令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入(単価契約)
 (再度公告入札)

2. 入札条件 予算決算及び会計令第76条の定めるところによる。

備考

- 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
- 「入札金額内訳書」(別紙3-2)を添付すること。
- 「入札書」及び「入札金額内訳書」の添付漏れや計算誤り、金額の訂正は入札無効となるので注意すること。

入札金額内訳書

●レギュラーガソリン

	使用見込量 (リットル)	単価 (1リットルあたり)	金額 (使用見込量×単価)
本土	13,002		
五島地区	294		
対馬地区	680		
壱岐地区	195		
ガソリン小計			①

※五島・対馬・壱岐地区の入札単価は、離島ガソリン流通コスト対策事業による補助金が含まれた額にすること。

●灯油

	使用見込量 (リットル)	単価 (1リットルあたり)	金額 (使用見込量×単価)
本土	6,320		
五島・対馬・壱岐地区	7,850		
灯油小計			②

※単価は配達価格にて算定すること (店頭小売価格ではない。)

●A重油

	使用見込量 (リットル)	単価 (1リットルあたり)	金額 (使用見込量×単価)
本土	2,750		
A重油小計			③

※単価は配達価格にて算定すること (店頭小売価格ではない。)

●洗車等

	実施見込数 (回)	単価 (1回あたり)	金額 (実施見込数×単価)
水洗車	1		
ワックス洗車	2		
室内清掃	2		
洗車等小計			④

<レギュラーガソリン・灯油・A重油・洗車等共通の金額算出に係る留意事項>

- ・金額は全て税抜価格とすること。
- ・算出時に発生した小数点以下の端数は全て切り捨てること。

合計 (①+②+③+④)
この金額を入札書に記入します

※この内訳書は、入札書へ必ず添付すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者

所在地

商号又は名称

氏名

(注)

(件名)

令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入 (単価契約) (再度公告入札)

委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック (✓) を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合
 - (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合
 - (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4(復代理人用)を使用すること。

 - イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。
 - ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法第104条)
 - (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

委任状 (復代理人用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者

所在地

商号又は名称

氏名

(注)

(件名)

令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入 (単価契約) (再度公告入札)

委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック (✓) を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合
 - (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合
 - (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4(復代理人用)を使用すること。

 - イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。
 - ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法第104条)
 - (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかな資料を添付すること。

自己申告書

案件名

令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

入 札 辞 退 届

案 件 名

令和 8 年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料の購入（単価契約）（再度公告入札）

上記について入札申込をしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

仕 様 書

- 1 件名
令和8年度 官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料購入（単価契約）
- 2 契約期間
契約締結日～令和9年3月31日
※ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- 3 調達品目及び年間予定数量
別添2『調達品目及び年間予定数量』のとおり。
※ 年間予定数量は、あくまでも見込みであるため、数量の増減については了承すること。
- 4 特殊要件
 - (1) 別添3『対象官署一覧』に記載している官署使用の官用車への給油、洗車及び、灯油・重油の配達への対応が可能な給油所を有していること。
 - (2) 官用車への給油及び洗車を行う給油所が対象官署より概ね3km以内であること。
また、別添3『対象官署一覧』の灯油、A重油欄に○が記載されている官署については、車両等を使用して、灯油とA重油の供給ができること。
 - (3) 上記(2)の要件を満たしているか確認するため、給油所名、住所等がわかる「給油所一覧」（任意様式）を「入札参加申込書」と併せて提出すること。
- 5 業務内容
 - (1) ガソリン給油及び洗車（水洗い・ワックス・室内清掃）
 - ① 対象車両
長崎労働局各官署が所有する官用車（47台）
 - ② 業務の詳細
 - イ 契約後、官用車1台ごとに、所定の給油カード等を発行し、契約時に交付する官用車一覧に記載されている官用車を所有している官署に送付すること。
 - ロ 官用車の車種の変更又は増・減等については、長崎労働局から別添「車種変更・追加・削除届出書」を提出するので、給油カードを変更又は追加発行すること。
 - ハ 給油及び洗車を行う場合は、所定の給油カードの提示を受けて、

対象車両であるか否かを確認した上で行うこと。

- ニ 給油及び洗車が完了したときは、納品書（日付、車両ナンバー及び数量等の記載があること。）を運転手である職員に交付し、内容確認の署名又は押印を受けること。

（2）灯油及びA重油の供給

発注は、当該官署の職員から電話等にて行い、職員立会いのもと納入期限内に納品すること。

納品完了後は、該当官署名、納品日、品名、数量、給油所名等が記載された納品書等を職員に交付し、内容確認の署名又は押印を受けること。

6 価格について

契約締結後、経済産業省資源エネルギー庁より公表される石油製品価格調査において、「ひと月に公表されるもののうち、第3水曜日（※1）公表時点の最新石油製品単価（税抜）※以下「最新単価」とする。」と「原契約単価を決定するため基礎とした石油製品単価（※2）（税抜）（契約単価変更後は変更後の単価を決定するため基礎とした石油製品単価（税抜））※以下「基礎単価」とする。」を比較し（※3）、3円以上の変動があった場合は、原契約単価（税抜）（※4）に「最新単価」と「基礎単価」の差額を加算した額を新たな契約単価として変更契約を行うこととし、15円以上の変動があった場合は、その都度協議し、契約単価の変更を行うこととする。

（※1）第3水曜日が祝日の場合は、その翌日とする。

（※2）契約締結日の直近の水曜日公表の単価とする。

（※3）灯油の「最新単価」と「基礎単価」については、税抜価格へ換算後に1リットルあたりの単価へ換算した額とし、重油についても、灯油の場合と同じ取り扱いとする。

（※4）契約単価変更後は変更後の単価（税抜）とする。

なお、換算後に端数が発生した場合は、1リットルあたりの税抜単価の小数点第3位以下の端数を切り捨てる（詳細は以下の【端数処理計算例】を参照）。

また、変更後の契約単価の適用年月日は、石油製品価格調査における最新月の翌月の初日からとする。

さらに、落札業者決定後、経済産業省資源エネルギー庁所管の「令和8年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）」の実施が確定した場合は、双方協議の上、契約単価の変更を行うこととする（この場合の契約単価の適用年月日は事業実施確定日以降双方協議の上定めることとする。）。

このほか、著しい経済情勢の変動、天災地変等により、この契約に定める条件では契約の履行が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、単価その他この契約に定める条件を変更することができるものとする。

【端数処理計算例】

ガソリン

・税込単価・・・180円

・税抜単価・・・ $180 \div 1.1 = 163.63$ 円

(小数点第3位以下切捨て)

灯油(及び重油)

・税込単価・・・1,900円

・税抜単価・・・ $1,900 \div 1.1 \div 18L = 95.95$ 円

(小数点第3位以下切捨て)

7 個人情報保護及び作業従事者

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。
- (2) 作業従事者及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底する。

8 代金の支払いについて

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 請求書には、官署毎にガソリンカードの車両番号、仕様及び数量等を記入した内訳書を添付すること。
- (4) 代金の請求は、1ヵ月毎に月末締め翌月請求(15日まで)とする。
- (5) 代金の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

【本件担当・連絡先】

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課

会計第一係 安本

電話 095-801-0020

調達品目及び年間予定数量

(1) ガソリン(1ℓあたり)

品目 レギュラーガソリン

※長崎県本土、五島地区、対馬地区、壱岐地区毎に単価契約

予定数量(リットル)

長崎県本土	13,002
五島地区	294
対馬地区	680
壱岐地区	195

(2) 灯油(1ℓあたり)

品目 白灯油

※長崎県本土、五島・対馬・壱岐地区毎に単価契約

予定数量(リットル)

長崎県本土	6,320
五島・対馬・壱岐地区	7,850

(3) 重油(1ℓあたり)

品目 A重油

※長崎県本土のみで使用するため、長崎県本土で単価契約

予定数量(リットル)

長崎県本土	2,750
-------	-------

(4) 洗車

水洗洗車(拭きあげ含む)、ワックス洗車(拭きあげ含む)、室内清掃

※全地域共通で使用毎に単価契約

予定数量(回)

水洗洗車	1
ワックス洗車	2
室内清掃	2

令和8年度ガソリン予定使用量

単位(ℓ)

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本土	780.9	749.9	1,140.1	1,248.4	1,141.6	1,184.7	1,499.7	1,179.9	1,233.2	845.6	939.9	1,057.6	13,001.5

R8年度予定使用量	13,002
------------------	---------------

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
五島	0.0	32.0	48.0	0.0	56.0	0.0	43.0	26.0	0.0	69.0	0.0	20.0	294.0

R8年度予定使用量	294
------------------	------------

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
対馬	34.0	39.0	62.4	57.1	68.7	60.8	34.2	63.7	96.0	68.7	17.0	78.0	679.6

R8年度予定使用量	680
------------------	------------

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
壱岐	24.0	0.0	25.5	22.0	29.0	0.0	25.5	18.0	0.0	0.0	29.0	22.2	195.2

R8年度予定使用量	195
------------------	------------

※4月～12月は令和7年度実績。1月～3月は令和6年度実績。

令和8年度灯油予定使用量

単位(ℓ)

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本土	0.0	0.0	350.0	950.0	1,050.0	500.0	500.0	112.0	610.0	1,150.0	548.0	550.0	6,320.0

R8年度予定使用量	6,320
------------------	--------------

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離島地区	五島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	対馬	90.0	0.0	0.0	1,350.0	1,400.0	600.0	500.0	0.0	1,400.0	1,350.0	900.0	260.0
	壱岐	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	90.0	0.0	0.0	1,350.0	1,400.0	600.0	500.0	0.0	1,400.0	1,350.0	900.0	260.0

R8年度予定使用量	7,850
------------------	--------------

※4月～12月は令和7年度実績。1月～3月は令和6年度実績。

令和8年度A重油予定使用量

※令和7年度、江迎公共職業安定所の空調工事により令和8年度重油の使用がなくなるため、西海出張所の実績のみ計上した。

単位(ℓ)

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本土	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	400.0	900.0	950.0	500.0	2,750.0

R8年度予定使用量	2,750
------------------	--------------

※4月～12月は令和7年度実績。1月～3月は令和6年度実績。

令和8年度水洗・WAX洗車、室内清掃実施予定回数

単位(回)

R7年度実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水洗洗車	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
WAX洗車	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2
室内清掃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2

R8年度予定使用量	水洗	1
	WAX	2
	室内清掃	2

※4月～12月は令和7年度実績。1月～3月は令和6年度実績。

対象官署一覧

番号	官署名	車台数	ガソリン	洗車	重油	灯油	郵便番号	住所
1	長崎労働局	6	○	○			850-0033	長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル 3 階
2	長崎労働基準監督署	3	○	○			852-8542	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 2 階
3	長崎労働基準監督署 五島駐在事務所	1	○	○		○	853-0015	五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階
4	佐世保労働基準監督署	3	○	○			857-0041	佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 3 階
5	江迎労働基準監督署	2	○	○		○	859-6101	佐世保市江迎町長坂 123-19
6	島原労働基準監督署	2	○	○			855-0033	島原市新馬場町 905-1
7	諫早労働基準監督署	3	○	○			854-0081	諫早市栄田町 47-37
8	対馬労働基準監督署	1	○	○			817-0016	対馬市厳原町東里 341-42 厳原地方合同庁舎 3 階
9	対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所	1	○	○			811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-4 壱岐地方合同庁舎 1 階
10	長崎公共職業安定所	4	○	○			852-8522	長崎市宝栄町 4-25
11	長崎公共職業安定所 西海出張所	1	○	○	○	○	857-2303	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷 412
12	佐世保公共職業安定所	4	○	○			857-0851	佐世保市稲荷町 2-30
13	諫早公共職業安定所	4	○	○			854-0022	諫早市幸町 4-8
14	大村公共職業安定所	3	○	○			856-8609	大村市松並 1-213-9
15	島原公共職業安定所	2	○	○			855-0042	島原市片町 633
16	江迎公共職業安定所	2	○	○			859-6101	佐世保市江迎町長坂 182-4
17	五島公共職業安定所	2	○	○			853-0007	五島市福江町 7-3
18	対馬公共職業安定所	2	○	○		○	817-0013	対馬市厳原町中村 642-2
19	対馬公共職業安定所 壱岐出張所	1	○	○			811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-4 壱岐地方合同庁舎 1 階

※重油・灯油で○が付いていない官署も発注する場合があります。

車種変更・追加・削除届出書

今般、契約対象官用車を下記のとおり 変更・追加・削除 したので届け出ます。

記

変更（変更日：令和 年 月 日）

変更前		変更後	
所属名		所属名	
メーカー		メーカー	
車種		車種	
登録番号		登録番号	

追加・削除（追加・削除日 令和 年 月 日）

追加・削除	
所属名	
メーカー	
車種	
登録番号	

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長